

静岡県告示第4号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年1月7日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
仁杉柴怒田線	御殿場市仁杉字藤原598番の6から 御殿場市柴怒田字三枚畑103番の5まで	令和2年1月7日